

甲賀市庁舎改修整備基本構想が 出来上がりました

現在の水口庁舎は、県内13市の中でも、既に工事発注されている長浜市に次いで2番目に古く、耐震性を始め様々な課題を抱え、本庁舎としての機能を果たしていくには限界にきています。

また、甲南庁舎についても一般的な耐震性は有しているものの災害対策本部としての高度な機能を維持することは難しい状態です。こうしたことから、庁舎改修整備の検討を進めるため、昨年7月から有識者、市民団体等の代表者など15名の委員で構成する検討委員会を設置し、5回の会議と先進地調査を行い、基本構想の内容について審議いただき、基本構想(案)がまとめられました。

3月19日(月)に開催されました第5回検討委員会で、パブリック・コメントの結果報告や基本構想の最終案について確認が行われたところです。(パブリック・コメントの詳しい内容については、市のホームページに掲載しております。)

●基本構想を市長に報告

4月5日、松岡委員長より「甲賀市庁

舎改修整備基本構想が市長へ報告されました。この報告書の中で、水口庁舎の改修整備にあたっては、検討委員会における様々な意見を踏まえ、基本構想の基本理念や基本方針の実現に向けて努力されるよう切望されています。

東日本大震災では、防災拠点としての高度な機能を持つ庁舎整備の必要性が今まで以上に重要な課題となりました。また、誰もが利用しやすく、人にも環境にもやさしい庁舎が求められています。市としては、基本構想を踏まえ、今年度に技術的な検討を行い、具体案を提案する中で議会や市民の皆様のご意見を伺いながら庁舎整備についてさらに検討を進めていきたいと考えています。また、老朽化している地域市民センターについても、耐震面を踏まえて今後改修を検討していきます。

検討委員会の議事概要などについては、市のホームページでご覧いただけます。

問い合わせ

公有財産管理室

☎65・0677

☎63・4561

市内の市民活動をサポートします

市民活動総合補償制度

この制度は、区・自治会やNPO、ボランティア、自治振興会など様々な市民活動に安心して参加できるように、市が保険料を負担し運営するものです。市民活動中に事故にあわれた場合、補償金が給付されます。

☑ 補償制度の対象となる活動は

活動場所が市内にあり、5人以上の共通の目的を持った市民による継続的・計画的な活動が対象となります。ただし、政治、宗教、営利を目的とした活動や企業活動として活動する会社、事業所内の団体による活動、報酬等が出ている場合は対象となりません。

- 区・自治体が行う防犯防災活動、清掃活動、地域の祭り、運動会などの活動や女性会、老人クラブ活動
- 社会福祉・奉仕活動、NPO、市民活動、青少年育成活動

☑ 対象とならない主な事故

- 指導者や参加者の故意による事故・地震や洪水などの自然災害による事故
- 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議による事故・無資格運転や酒酔い運転
- スポーツを行うことを目的とした団体の競技者が行うスポーツ活動
- 山岳登坂、スカイダイビング、ハングライダー搭乗など危険を伴うスポーツでの事故
- 施設の管理瑕疵による事故、参加者本人または親族が所有する自動車などによる事故
- 脳疾患、疾病、心神喪失などの内的要因による事故
- けんかや自殺行為、犯罪行為による傷害および他覚的症状のないむち打ち症や腰痛

☑ 活動届の提出

団体を所管する市の担当課に、「市民活動団体活動届」をご提出下さい。

☑ 補償内容は

〈賠償責任保険〉

市民活動団体が活動中に管理監督者等の過失により、参加者や第三者が負傷した場合や、財物に損害を与え法律上の損害賠償を負った場合

区分	補てん限度額	
対人賠償	1名	6,000万円
	1事故	2億円
対物賠償	1事故	100万円
保管物	1事故	100万円
1事故につき、20,000円は免責で自己負担		

〈傷害保険〉

市民活動団体の指導者、ボランティアまたは各種事業の参加者などが活動中に急激かつ偶然な外来の事故によって、死亡したり、後遺障害を被ったり、または入院、通院による治療を要する怪我をした場合

区分	給付限度額	
死亡	1名	200万円
後遺障害	1名	6～200万円
入院	1名 1日	2,000円 (180日限度)
通院	1名 1日	1,000円 (90日限度)
入院・通院保険金は、事故日より合算して180日が限度		

事故が発生したら

市民活動団体の代表者などは、市民活動中に事故が発生した場合、必ず2週間以内に、その活動に関係する担当課等へ連絡し、「事故発生報告書」を提出してください。

問い合わせ

地域コミュニティ推進室 地域コミュニティ推進係
☎65-0687 ☎63-4554

名神高速道路 集中工事のお知らせ

NEXCO西日本関西支社では、高速道路を安全で快適にご利用いただけるよう「名神集中工事」を実施します。

工事期間中は、高速道路や周囲の一般道路で混雑することが予想されますので、ご旅行日程の調整や、公共交通機関をご利用いただくなどの協力をお願いします。

(1) 工事規制区間

名神 豊中IC～東名 春日井IC(上下線)

(2) 工事規制期間

期間：平成24年5月14日(月)午前0時

～平成24年5月19日(土)午前6時

平成24年5月21日(月)午前0時

～平成24年5月26日(土)午前6時

規制方法：昼夜連続車線規制

(3) 通行止め、閉鎖

《豊中IC～大津IC 高速道路本線(上下線)10夜間》

日時：平成24年5月14日(月)

～平成24年5月18日(金)

平成24年5月21日(月)

～平成24年5月25日(金)

夜20時～翌朝6時

《草津PA(上り線)1夜間(雨天順延)》

日時：平成24年5月17日(木)夜20時～翌朝6時

《黒丸PA(上り線)1夜間(雨天順延)》

日時：平成24年5月22日(火)夜20時～翌朝6時

(4) 名神集中工事に関するお問い合わせ

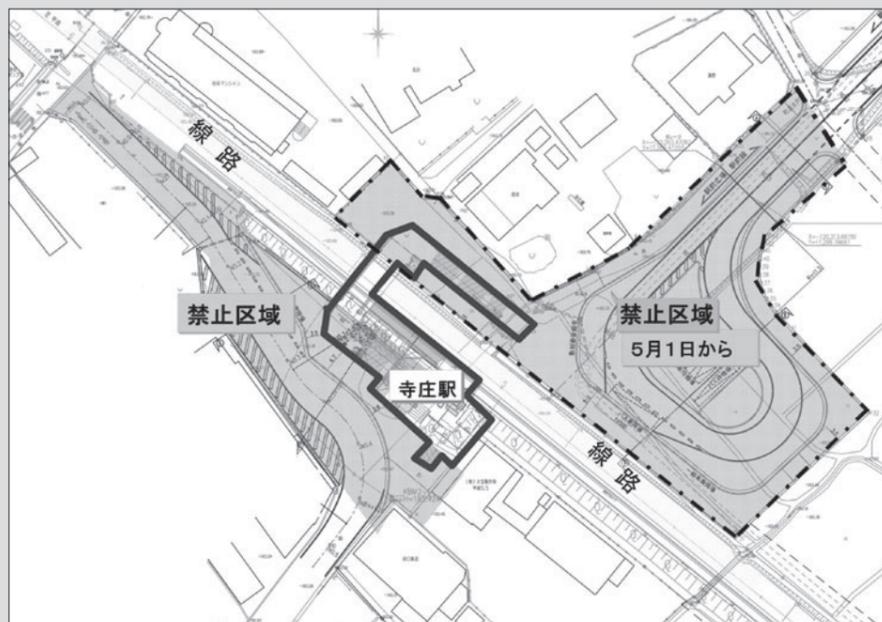
NEXCO西日本お客様センター

☎0120・924・863



自転車放置禁止区域が指定されました

市では、自転車利用の多いJRの駅周辺(貴生川駅・甲南駅・寺庄駅)に、自転車等放置禁止区域を指定しています。寺庄駅の北側からの利用が可能となり、5月1日から、自転車放置禁止区域を地図のとおり拡大いたします。この区域に放置された自転車等は、撤去しますのでご注意ください。



放置自転車をなくしましょう

放置自転車とは、持ち主がその場を離れ、すぐに移動をすることができない自転車のことです。通行する人に迷惑をかけるばかりでなく、緊急車両の妨げとなります。

禁止区域に放置された自転車は、即、撤去されますのでご注意ください。

また、駅周辺に限らず、路上や公共施設、店先などでの自転車の放置はやめましょう。

問い合わせ

生活環境課 生活交通係
☎65-0686 ☎63-4582